

女性カップルの生活実態に関する調査分析 法的保障ニーズを探るために

杉浦 郁子 Ikuko SUGIURA

中央大学文学部ほか非常勤講師

釜野さおり Saori KAMANO

国立社会保障・人口問題研究所室長

柳原 良江 Yoshie YANAGIHARA

東京大学大学院人文社会系研究科

グローバルCOEプログラム「死生学の展開と組織化」特任研究員

Abstract

Analyses of Daily Lives of Women Couples and the Need for Legal Protection

Utilizing the data from face-to-face interviews, we analyzed the life situations of women couples. Based on the results of the analyses, we explored the legal needs of such couples and concluded that some form of legal protections is necessary for these couples.

First, Kamano analyzed the personal networks of these couples, trying to understand whom they consider as important and why, the impact of their networks on their lives, and how all this may relate to the perceived need for legal support. The analyses showed that the family of origin had a strong presence in the personal networks, and the couples often maintained good relationships with their parents and siblings. It was suggested that the lack of legal protection of their relationships could mean that one motivation for maintaining cordial relationships with parents and siblings was to obtain informal protection and support for their partnership. In addition, when their lesbian relationship was well-incorporated into blood relationships, a couple might falsely perceive that their relationship was protected, and hence making it difficult for them to recognize the need for legal protection. Therefore, it is important for researchers to examine the couples' daily lives to identify the specific legal needs of same-sex partners.

Second, Sugiura attempted at inferring the legal needs of the couples through analyzing their housing situations, their income and financial dependencies on each other, and the ways in which living expenses were shared between them. The analyses indicated that the couples were aware of the necessity to draw up a will in order to have one's same-sex partner inherit the house, but none of the couples had actually prepared the will. It was also found that some of the interviewees doubted the effectiveness of the will, and that it was hard to recognize the necessity to prepare a will to inherit savings while their parents were still alive. At the same time, the couples wished for a system that enables one's same-sex partner to inherit one's savings without drawing up a will in advance.

Finally, Yanagihara examined the issue of lesbians having and raising children. An important issue for those who already have children is to secure the legal rights of nonbiological

mothers, although to this date, those involved have not expressed any urgent need for such rights. It is expected that the legal need will surface as such cases grow in numbers and as the children involved grow older. The most urgent issue for those who wish to have children is to secure the right to access reproductive technologies using donor insemination. In considering whether to make donor insemination available for women couples, it is necessary to reconsider the fairness of the current practice of making such technologies available only to legally married heterosexual couples.

I 研究の目的および調査の概要

1 関心の所在

1-1 研究の背景

国内において近年、同性カップルの法的保障の実現に向けた議論が高まりを見せている。たとえば2004年には、関西のアクティビストらが「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」¹を実施し、その成果を発表している（有田・藤井・堀江 2006）。2006年には当時大阪府議だった尾辻かな子氏が呼びかけ人となり、「レインボーターク 2006——同性パートナーの法的保障を考える全国リレーシンポジウム」が開催された。全国5会場に会場した人は、のべ700名にのぼった²。

議論の高まりの背景には、海外で、同性カップルの生活を支えるための制度を整える国や地域が増えていることが挙げられる。諸外国の手厚い保障内容を知ると、自らの生活基盤の脆弱さや、ふたりの関係や生活を守ろうと個々で講じてきた対策の限界³が、どうしても目に付いてしまうということがある。

また、性同一性障害の人々の性別変更を可能にした「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（2003年7月成立、2004年7月施行）の影響も無視できない。当事者による精力的な運動を目の当たりにして、レズビアンやゲイは、立法が手の届くところにあると気づき、さらに成立からの5年間で、法律がマイノリティの社会的承認やQOL向上にいかにか大きな役割を果たすかを認めつつある。加えて、この法

律で「同性婚が禁じられている現実」が改めて確認され⁴、議論が喚起された面もあった。

1-2 法的保障に対する賛否

ところで、同性カップルの法的保障については、諸外国同様⁵、日本のLGBTコミュニティでも賛否が問われてきた。「異性カップルに認められている権利が同性カップルに認められないのは平等でない」「生活上の不利益・不安を解消したい」「制度ができることで社会的承認が進む」などの理由で法整備に賛成する意見がある一方、否定的な意見もある（有田・藤井・堀江 2006: 10-13）。

特にレズビアン・コミュニティでは、婚姻制度に対する抵抗感から同性婚に反対する人は少なくない。日本の法律婚がジェンダー中立的な制度でないことや、いくつかの差別の温床となっていることなどが問題視されているのである。現行の法律婚の差別性を廃した新たなパートナーシップ制度も、モノガミ的な倫理観やカップルというライフスタイルの特権性を強化する効果があるとして、批判が寄せられている⁶。

同性カップルの抱える問題は、同性婚やパートナーシップ制度に頼らず解決されるべきだとする考えもある。「婚姻制度そのものを廃止する」「カップル（家族）単位の保障制度を廃止し、個人単位の保障制度にする」といった構想がその例である（伊田 1998）。

1-3 研究の目的

筆者らは、以上のような批判や社会構想に一理を認めつつ、「保障が必要か否か」「必要だとしたらどんな制度がよいか」「どんな保障がほ

しいか」といった議論は、同性カップルの生活実態を踏まえて深められるべきだと考えている。換言すれば、これまでの議論は、生活実態に関する情報収集が不十分なままになされてきている、というのがここでの問題意識である。

よって本稿では、同性カップルの生活や困難の実態を聞き取り調査によって明らかにし、実証的なデータの分析にもとづいて、同性カップルの法的保障に関する提言を行うことを目指している。

本稿が分析の中心を「実態」に据えたのは、調査の協力者に「どのような保障を望んでいるか」と「意識」を問うことの難しさに、調査の過程で気づいていったからでもある。協力者のなかには、異性カップルが享受している数々の恩恵について「よく知らない」「結婚すると何が変わるのかわからない」という人たちがいた。こうした婚姻制度に対する「無知」は、同性愛

者が制度からはじき出されていることの現れとして捉えられる。結婚は「自分には一生縁のないこと」であり、興味の埒外なのである。そのため「結婚を望むことに何の意味があるのか」「何をどう望めばよいのか」がわからず、法的保障ニーズが当事者の口からなかなか明確に語られない（谷口 2007）。また、第 II 部 1-5 で釜野が示すとおり、個人レベルでは法的保障ニーズが認識されにくいメカニズムも存在する。しかし「ニーズが認識されない／語られないから保障は不必要」とするのは、短絡である。

ニーズを認識することそれ自体が阻まれている状況にいる人に「どんな保障がほしいか」と聞くことでニーズを明らかにしようとする手法には、限界がある。その限界を補うために、生活の実態のなかからニーズを抽出する作業が必要だと考えた。

図表 1 女性カップル 7 組の生活状況

カップル	協力者	年齢	居住地	雇用・収入	同居年数・住居・子どもなど
①	F11	20 代半ば	首都圏	正規 (420 万台)	同居 3 年。2007 年に中古マンションを購入 (F12 名義、ローン返済中)
	F12	20 代後半		正規 (340 万台)	
②	F3	30 代前半	関西	派遣 (200 万台)	同居 4 年目。F4 はインタビュー時は無職だったが、次の職場は決まっていた (年収 300 万台の見込み)
	F4	20 代後半		無職	
③	F22	30 代前半	首都圏	嘱託常勤 (月の手取り 19 万)	同居 4 年。F23 名義のマンションを所有 (4 年前に購入、ローン返済中)。F23 は病気療養中 (4 ヶ月前に失職)
	F23	30 代前半		無職 (失職前は月の手取り 16 万)	
④	F6	40 代前半	関西	正規 (1300 万台)	同居 6 年。F6 は外国籍。F6 名義の一軒家を所有 (ローン返済中)
	F7	40 代半ば		正規 (700 万台)	
以下は子どもと共に生活するカップル					
⑤	F15	30 代半ば	首都圏	収入は 100 万台か 200 万台。パートナーの収入は 300 万台 (推測)	年下のパートナー (30 代) と同居して 2 年半。F15 の子ども 2 人 (小学生、未就学児)。パートナーの子ども 1 人 (未就学児)
⑥	F2	40 代前半	首都圏	F2、パートナーともに非正規、200 万台	同居 3 年。30 代後半の女性と同居。自分の子とパートナーの子を 1 人ずつ。ともに小学生。F2 名義のマンションを所有 (完済)
⑦	F1	30 代前半	首都圏	F1 は無職 (主婦として家事に従事)。パートナーは正規 (400 万台)	30 代後半のパートナーと同居して 3 年。F1 は AID で妊娠・出産 (2007 年) を機に退職。F1 と父との共同名義でマンションを保有

* 年齢は調査時のものである。

** 協力者に番号をふってあるが、「F1」というのは「女性 (戸籍上) で 1 番目にインタビューをした人」である。

2 調査方法およびデータの概要

2-1 調査の概要

同性カップルの生活実態を具体的に明らかにするために、半構造化インタビューを行った。インタビューの内容は「ふたりの関係・生活」「人間関係（親族・友人・コミュニティ）」「子どもを持つこと」「将来の展望・老後」「法的保障の必要性」などである。

インタビューの協力者は、冒頭で紹介した「レインボートーク 2006」（2006年2～4月）の来場者に募った。主に同性カップルに協力を依頼したが、必ずしもカップルに限ったわけではなく、「従来の婚姻制度の枠外で生活を営んでいるセクシュアル・マイノリティ」という括りで、シングルの人を含め、様々なライフスタイルの人に広く話を聞いた。

インタビューのやりとりはすべて書き起こし、協力者に内容のチェックをお願いした。プライバシー保護や事実誤認を中心に、自由に修正してもらい、チェックの済んだ原稿をデータとした。

現時点（2008年8月末）で女性（戸籍上）24名、男性7名のインタビューを終えているが、テープ起こしや原稿チェックが済んでいないケースも若干ある。インタビューの時期は2006年9月から2008年2月までである。

2-2 分析に用いるデータ

本稿では、同居している女性カップル7組（11名）のケースを分析に用いる。分析の対象を女性に絞ったのは、男性カップルで利用できるデータは1組しかなかったという事情による。

図表1に、分析に用いた女性カップルの生活の状況を簡単にまとめた。同居年数は2年半から6年であった。（杉浦郁子）

Ⅱ 女性カップルの生活実態と法的保障ニーズ

この第Ⅱ部では、「パーソナル・ネットワーク」「住居、生活費の分担、収入と扶養」「妊娠・出産と子育て」の3つの側面から、女性カップルの生活実態に迫る。1章では、パーソナル・ネットワークの特徴から法的保障ニーズが認識されにくい仕組みを示し、それゆえ、実際の生活のなかからニーズを積極的に掘り起こしていく必要を説く。それを受けた2章と3章では、法的保障ニーズがどのような領域でどのような場合に生じるのかを具体的に示す。

1 パーソナル・ネットワークの実態と法的保障のニーズとの関連

1-1 はじめに

パーソナル・ネットワークは、人々の心身の健康に直接影響があるのみでなく、必要の生じたときに実質的に助けを得ることができるか否かにも関わっている。本章では、同居している女性同士のカップルのパーソナル・ネットワークに焦点を当てる。まず、親きょうだい、友人たちとどのような関係を作っているのか、その関係をどのように捉えているのか、それらの関係を作る・保つ動機は何かといったことを含めて実態をつかむ。さらに、同性カップルの法的保障に対する考え方やニーズの認識を、インタビューから把握したパーソナル・ネットワークの実態を踏まえて検討する。

1-2 同性カップルのパーソナル・ネットワークに関する先行研究

大谷（1995: 809）によると、パーソナル・ネットワークとは、「個人がとり結ぶ親戚関係、近隣関係、職場関係、友人関係などの人間関係の態様」を指す⁷。レズビアン／ゲイのパーソナル・ネットワークに関わる欧米の研究では、レズビアン／ゲイは、セクシュアリティをめぐって血縁家族から拒否される可能性があ

り、その恐怖感のために家族の中においても外部者のように感じていることが頻繁に指摘されている (Weston 1999; Weeks et al. 2001)。そのため、親きょうだいがパーソナル・ネットワークにおいて重要な位置を占めるとは限らず、恋人、元恋人、友人、あるいはコミュニティの中で親しい人間関係を育み、それらの関係がパーソナル・ネットワークの中で重要となることもある。血縁家族のように「与えられた」関係に対し、新たに形成されるこれらの関係性は「選び取る家族」と表現される⁸。

実証研究においてもレズビアン／ゲイにとっては「選び取る家族」によるソーシャルサポートが重要であることが示されている。たとえば、Kurdek (2004) は、ヘテロセクシュアル・カップルと比べると、同性カップルが双方の家族から得るサポートが少ないこと、また、レズビアン・カップルでは、友人から得るサポートが多いことを示している。Shippy, Cantor and Brennan (2004) のニューヨークをフィールドにした研究でも、ゲイ男性はヘテロセクシュアル男性に比べ、親族に助けを求めることが少ないと指摘している。一方で、子どものいるレズビアンは、血縁家族、近所の人、同僚からサポートを多く得ているが、レズビアン・コミュニティからは期待するようなサポートが得られていないと感じていることが観察されている (Speziale and Gopalakrishna 2004)。先行研究にはこれらの他に、関係の質や関係満足感と、パーソナル・ネットワークとの関連をみたものもある (Julien, Chartrand, Bégin 1999; Beals and Peplau 2001; Kurdek 2005)。

先行研究から得られる結論は必ずしも一致していないが、レズビアン／ゲイの間では、(血縁) 家族よりも友人との関係の重要性が強調されていること、レズビアン・カップルのふたりが共通のネットワークを持つことと、良好なカップル関係との間に相関がある可能性が見いだされており、パーソナル・ネットワークは、カップルの生活に重要な役割を占めているといえる。ここでは、欧米の先行研究でもあまりなさ

れてこなかった、パーソナル・ネットワークの実態を同性カップルの法的保障のあり方に関連づける分析を試みる。

1-3 分析に用いるデータと聞き取り内容

ここでは、現段階で分析・公表が可能となっている7組のカップルのデータを分析する。カップルの年齢、居住地、同居年数等は、第1部の図表1に詳しい。年齢は、20代同士 (①)、20代と30代 (②)、30代同士 (③、⑤、⑦)、30代と40代 (⑥)、40代同士 (④) とばらつきがあり、居住地域は関東のみでなく関西在住のカップルが2組 (②、④)、一方が外国人であるカップルが1組 (④)、子どもと暮らすカップルが3組 (⑤、⑥、⑦) 含まれている。同居年数は、④の6年が最長で、他はすべて3、4年である。

分析する聞き取り内容は、親やきょうだいとのつきあいの度合いや質、親きょうだいがふたりの関係を知っているか、それをどう理解しているのか、親やきょうだいとパートナーとの関係、友人、同僚、近隣の人たちとのつきあい、何かあったときに助けを求めるのは誰か、そしてこれらの関係を語る際に言及される、法的保障に対する考え方などである。

1-4 パーソナル・ネットワークの実態と法的保障

(1) パーソナル・ネットワークの特徴

これらの7カップルの語りから、親きょうだいなど血縁家族との関係および友人との関係について、次の3つの特徴が浮かび上がった。

a) 血縁関係が重視されている

親きょうだいにふたりの関係について詳しく話しているかどうか、親きょうだいとの関係が良好か否かにかかわらず、血縁家族は、これらのカップルのパーソナル・ネットワークの重要な位置を占めているといえる。親とうまくいっていない場合の多くは、子どもがレズビアンであること・レズビアン関係にあることを親が受

け入れていないことがネックになっている。しかし、親との関係がうまくいっていなくても、親から距離をとったり、縁を切ろうとしたりする様子は観察されなかった。

一方の親の方とより親しい関係をもっているカップルや、親よりもきょうだいの方がよき理解者であるというカップルも多い。たとえばF22の親は、パートナーのF23と交流しているにも関わらずふたりの関係性は知らないが、妹と弟はふたりの関係を知っており、家に遊びにきたりしているとのことである。このように、対面での交流の頻度はさまざまであっても、血縁家族との関係が保たれているといえる。

ただし、表面上はうまくやっているものの、自分の生き方・パートナーとの関係が完全に認められているわけではないことに、不安を感じている人も少なくない。たとえばF2は、「(相手の親は、家の)すぐ近くに住んでいるんですね。歩いて5分くらいのところに。なのでしょっちゅう行き来はありますし。私も含めて、ごはんをごちそうになったり、お正月とかお雑煮を食べたりしますし」と語る。しかし同時に、「(ふたりの関係が)わかっていたら『それは別れなさい』という感じのお父さんですね。だから彼女も、敢えて別にカムアウトする気はないし、言ってゴチャゴチャするんだったら、言わないで今のままの方がいいんじゃないかって。／…／言わなくても、生活は成り立つから」とも語っている。

また、F3は「どうしたらいいんだかわかんない。／…／F4が実家に帰る時はふたりなんだけども、たまにひとりで帰る時があって、そうすると『あれ、今日F3ちゃん?』っていわれるんだし。でもまあ、すごい反対はされているわけだし、微妙な、なんか」と話す。

b) 血縁家族は「何かあったとき」に頼りになる、と考えられている

これらのカップルは、血縁とのつきあいを重視しているのみでなく、親やきょうだいを、金銭面での援助や子どもの世話、緊急のときの連

絡などをしてくれる相手として認識している。

F2の場合、子どもはパートナーの親にみてもらっており、金銭面での必要が生じたら双方の親を頼ると思われるので、生活の中で友達から何かの助けを得るといえることはないと言います。同様に、カップル②と④は、金銭的な助けが必要になったら、親に頼むと話している。実際に病気になり、現在仕事を辞めているF23は、親からお金を借りているとのことである。

「緊急のとき」については、親きょうだいから助けを直接得られるかということではなく、パートナーのところに必要な連絡がいくか否かということが、大きな不安の材料となっている。パートナーに何かあったときの連絡は、第三者から、まずパートナーの親きょうだいなどの血縁家族に行くことを予想しているが、その次に、相手の親を通して自分のところにくる、と考えている人が多い。

たとえば、私に何かあったら、多分うちの親がパートナーに言ってくれると思うんです。…聞いたことないですけども、だけど私に何かあったときに、パートナーに何もいわないということはないと思うんで、多分親が連絡してくれると思うんですね。でも、向こうのうちはどうかな。向こうのうちには、明らかにされていないんですね。(一緒に)住んでいることは知っているんですけども、向こうの親とは、私は面識がないので。…向こうの方がやはり難しいですね。[F15]

このようにF15は、パートナーの親からは連絡がない可能性に関して、漠然とした不安を抱いているが、パートナーの姉はふたりの関係を知っており、時々メールを送り合うような仲なので、何かあったら姉を通じて連絡があるだろうとのことである。

c) パーソナル・ネットワークの中における友人——さまざまな背景と関わり方

次に、知人・友人との関係に目を向けると、

つきあっている人の背景は、そのほとんどがレズビアンであるカップル、ゲイとレズビアン仲間を持つカップル、特定のカップルとのつきあいがあるカップル、他の共通点（母親、外国人、スポーツ愛好家など）に基づくつながりが主になっているカップルなど、多様である。

友達のほとんどが「同性愛の人たち」という人もいる。F11は、「…同性愛の友達としか、深く遊んだりしていないので。仕事上の付き合いはあるんですが、それ以外はない、あるいは、なくしているっていう感じですよ。意図的に距離を置いているような感じなので」と言う。一方で、F2のように、セクシュアリティでつながっている人は5%もない、と語る人もいる。

自分が性的マイノリティってというのは、大きな生活での、ちょっとしたこと。それが自分の生活の全てではないですね。特に、子どもがいると、子どものことがやっぱり大きいので、そういうことで頭をいっぱいにする時期は過ぎた、というか。[F2]

友達とどのような付き合い方をしているかをみても、引越しくらいなら手伝ってもらえる友達がいる(②)、何かのとき頼めるくらいの人はいる(F7)、友達から直接、生活の中で何かをしてもらうことはない(F2)など、さまざまである。

(2) 法的保障に対する考え方——パーソナル・ネットワークとの関連はあるのか

現状では、同性カップルには法的保障がなく、また公の場でそれについて議論されることもほとんどない。このような環境で生活をしているレズビアンは、法的保障についてどのように考えているのだろうか。また、法的保障に対する考えや認識は、ここでみてきたパーソナル・ネットワークの実態となんらかの関連があるのだろうか。パーソナル・ネットワークと法的保障に関わることに言及した語りから、a) 法的保

障がないために血縁関係が重視されている可能性、b) 法的保障が活用されるためには血縁家族のサポートが不可欠であり、かつ、c) 血縁家族のサポートを得るためには、法的保障が必要であると考えられていることが浮かび上がった。

a) 血縁が重視され、血縁に頼るのは法的保障がないためである、という可能性

聞き取りでは、親に関係のことを話す動機として、「何かあったときのために」自分たちの関係のことや、気持ちを覚えておいて欲しいと思っているという語りが複数あった。

親に関係のことを話すとしたら、自分に何かあったときに、自分の希望通りにしてもらうため(である)。[F12]

何かあったときのために、姉に話した。[F11]

実際に親に、何かがあった場合、どのようにして欲しいかということ伝えている人もいる。

1回(親に)言ったことがあります。もし私が死んだら、私の財産は全部あげてって、とは言っている。でも(ふたりの関係は)なかったことになっている。[F4]

どちらかが死んだときのために、お互いの家族に通報のことを話してある。[F1]

人によって関係について話したり話さなかったりするが、どちらも親のサポートを得る・保つためである例もある。AID(第II部3章を参照)によって出産したF1は、親からの協力が必要だから関係について「話した」という。

ふたりで子どもを育てていくうえで、お互いの家族の理解と協力が絶対に必要だと思っ

たから（親に自分たちの関係のことを話した）。[F1]

一方、相手の親から子どもの事で日常的に世話になっている F2 は、親からの協力を失うわけにはいかないの、知られないようにしていると話す。

（もし）否定的な向こうの親に（ふたりの関係の実態が）ばれる（とする）。そうすると…反対される。／…／今…ふたりの間を否定されちゃうとおしまい。[F2]

どちらも、親のサポートや協力を保つための（戦略）であると解釈できる。

b) 法的保障を実際に利用するには、血縁家族のサポートや周囲からの理解があることが不可欠だという認識

聞き取りからは、同性カップルを法的に保障する制度を利用するためには、血縁家族や他の人からのサポートが必要だという認識も読み取れる。周りの人からふたりの関係が認められないのであれば、法的な制度があったとしても使わない・使えないと考えられている。

たとえば F11 は、法的に同性婚が可能であっても、まず社会的に同性間の関係や他の多様性が認められることを重視している。

「同性婚ができます」だけでは利用しない。差別、ホモフォビアを罰する。トランスも含める。それじゃなければやらない。[F11]

公正証書をつくる可能性についてたずねると、F3 は、F4 の親がふたりの関係をよく思っていないことを話す。

結婚もそうだけれど、そのふたりでそういうなんかする場合には、お互いの親に言っ、っていうのがあるんで、やっぱり F4 のところが、賛成しないっていうのが。

結婚したいかという問いかけに対して、F2 は、以下のように語る。

（結婚）したいですけど、否定的な向こうの親にばれる。そうすると、…反対される。そういうことを考えると、法律が整っても、しないかもしれない。どっちがメリットがあるかと考えると、経済的によくなったり、死んだ後のこととか保障されたとしても、今…ふたりの間を否定されちゃうとおしまい。だからしないかもしれないですね。そこがクリアになれば、すると思います。[F2]

これに加え、制度を利用して（可能であれば）結婚したりすることは、「周りに迷惑がかかる」と考えている様子もうかがえる。

たとえば、変な話ですけど、どっちの両親も死んじゃって、いない。たとえばこっちも 50 歳くらいになっていて、それで、結婚できますよって言われたら、すると思いますね。だから、あちこちに迷惑をかけてまで、しようとは思わない。[F2]

F11 も、養子縁組に関して同じようなことを話す。

定年過ぎた後、親がいなかったら養子縁組したい。会社のしがらみもなくなるし。今は勇気がなくて（そういう制度が）あっても使えない。[F12]

「迷惑をかけたくない」という気持ちは、血縁家族への心遣いでもあると考えられるが、そもそも関係が公になることで、家族に迷惑がかかる・かかると考えざるを得ないのは、彼女たちの感じているとおり、同性間の関係が社会的に受け入れられていないためである。

c) 法的保障があれば、同性間の関係が血縁家族から理解され、認められやすくなる、と認

識される

さらに、同性間の関係を保障するような制度があれば、同性カップルに対する人々の見方も変わるだろうということも認識されている。これは上記b)の裏返しでもある。同性婚あるいはパートナー登録制度があったらよいと思うか、という問いかけに対し、F3は「結婚できるのなら結婚したい」「結婚だったら、あの、ふたりがいたら、周りがもう認めざるを得ないじゃないですか、無理矢理でもやったら」と語っている。

1-5 考察

上記の分析から、レズビアン・カップルのパーソナル・ネットワークでは、血縁家族との関係が核になっていることが明らかになった。最後に、このように血縁関係が重視されていることと、同性カップルの法的保障のニーズに関して、何がいえるのかを考察する。

(1) 血縁関係がパーソナル・ネットワークの中心であることについて

レズビアン・カップルのパーソナル・ネットワークの中で血縁関係が核となっている背景には、社会において血縁関係が重視されていること、(成人しても)子どもが親から自立することが難しいこと、友人ネットワークやコミュニティが未発達であることなどが考えられる。これらの点、特に3つ目については検証が必要であるが、それは別の機会にゆだね、ここでは簡単に述べるのみとする。

まず、日本社会における人間関係のあり方には、血縁を重視する規範が多かれ少なかれ存在している。たとえば「血は水よりも濃い」「(血のつながった)家族だからこそ(いやみや意地悪を含めて)本当のことを言い合える」と言われるなど、血縁関係は良くも悪くも特別視されている。また、親子やきょうだい間の関係の枠に取まっていると見られれば、外からの好奇の目や偏見から逃れることも可能となる。たとえば娘と両親、娘のパートナーと一緒に行動して

いれば、パートナーの存在を不可解に感じても、他の人は不必要に介入してこないと思われる。

第二に、成人していても子どもが親から自立するのが難しいことが挙げられる。親元を離れることをとってみても、特に女性は、結婚(または通学、就職)以外の理由でそれを実行することは容易でない。また、結婚しているか否かにかかわらず、親子の関係はそれに付随するさまざまな期待や義務とともに、重要なものとなっている。今回の聞き取りにおいても、多くの女性が、将来老親の世話をすることを疑問視することなく、視野に入れていた。

第三に、多くの人にとって、レズビアン/ゲイのネットワークなど、即パーソナル・ネットワークの一部となりうる関係性が十分に確立されていないことも理由として挙げられる。それまでまったく関連のなかった人たちと一から関係を始め、ネットワークをつくりあげていくには時間も労力も要する⁹。「レズビアン・コミュニティ」とある程度のつながりがあれば、「一般」社会で受ける偏見や差別を免れた空間で「性的指向」を共通項にした関係がつくりやすいかもしれない。しかし同時に、「レズビアンである」「女性同士のカップルで暮らしている」こと以外の面では、多種多様の集まりであるため、深くつきあったり助け合ったりできる仲間にすぐに出会うことは簡単ではない。たとえばF23は、コミュニティの活動で出会った人たちについて、「置かれている状況が違うから、『生活で困っている』って言ったところで、『でもいいじゃん、パートナーがいるんだからさあ』で終わっちゃう」と話している。コミュニティという空間において、多次元の違いを超えた関係を築いていく時間と労力を費やす余裕(および政治的コミットメント)のあるレズビアンは多くないと思われる。レズビアン・コミュニティではなく、「一般社会」のさまざまな場においてネットワークを築いていくことも、簡単でないことは明らかであろう。現に、聞き取りした人の中には、「同性愛の人」以外からは距離を置いているという人や、同僚とは全く

つきあわないという人もいた。

他のネットワークをつくる難しさに対し、血縁家族との関係は、すでに社会的に認められている「血縁」「家族」としての基盤があるので（それが気持ちの伴わない形式的なものであったにしても）、それを維持すること・改善することに力を注げば、ある程度関係を築くことができるといえる。ここで分析したカップルも、血縁家族からふたりの関係が受け入れられていなくても、血縁家族との関係を絶ったり諦めたりせず、何らかのつながりを保ち、改善する努力をしていた。

(2) 法的保障のニーズへのインプリケーション

最後に、ここでの分析で観察されたことが、同性カップルの法的保障のあり方を考える上で何を意味するのかを検討する。

a) 法的保障のニーズが認識されにくい状況

今回分析したカップルは、同性カップルの法的保障に対して決して否定的でなく、「何かあったとき」には必要だと考えているものの、それについて具体的に十分に考えてきたことを示す発言は少なかった。法的保障のニーズが認識されにくい根底にはカップルに関する法律の「非日常性」と血縁との良好な関係によって引き起こされる錯覚が相互に作用していると思われる。

カップルの法的保障がカバーする事柄は日常生活に直結しておらず、別れる場合や、病気、事故、死など「何かあったとき」に必要となるものであるため、普段の生活でその危機感をもつことは難しい¹⁰。実際に問題を経験しているカップルの場合は、今回分析した聞き取りの中の1組(③)のように、一方が病気になり、失業しているという状況に直面しているため、法的保障の必要性を強く訴えるが、他のカップルにとって「何かあったとき」は、想像にしか過ぎず、保障の必要を具体的な面では感じていないように見受けられる¹¹。

また、レズビアン・カップルが異性愛社会の

風当たりを受けながら日々の生活を円滑に送るためには、良好なパーソナル・ネットワーク、とりわけ社会的に一番重視されている血縁家族との良好な関係をもつことが重要であるため、日常のエネルギーはそこに注がれる¹²。レズビアン・カップルは、ふたりの関係に対する保障がないことをわかっているのに、無意識であっても意識的であっても、親きょうだいとの関係を良好にし、「1-4(2)のa)」で例示したように、せめて親きょうだいにだけは頼れる状態にしている可能性もある。その動機に関わらず、血縁関係がパーソナル・ネットワークの中心におかれ、ふたりの関係が血縁関係のなかに統合されている場合、血縁家族によって関係が守られている、という錯覚に陥り、法的な側面から関係を保障する必要性が認識されにくくなると考えられる。なお、図表2に、法的保障のニーズの認識が困難となるメカニズムを示した。

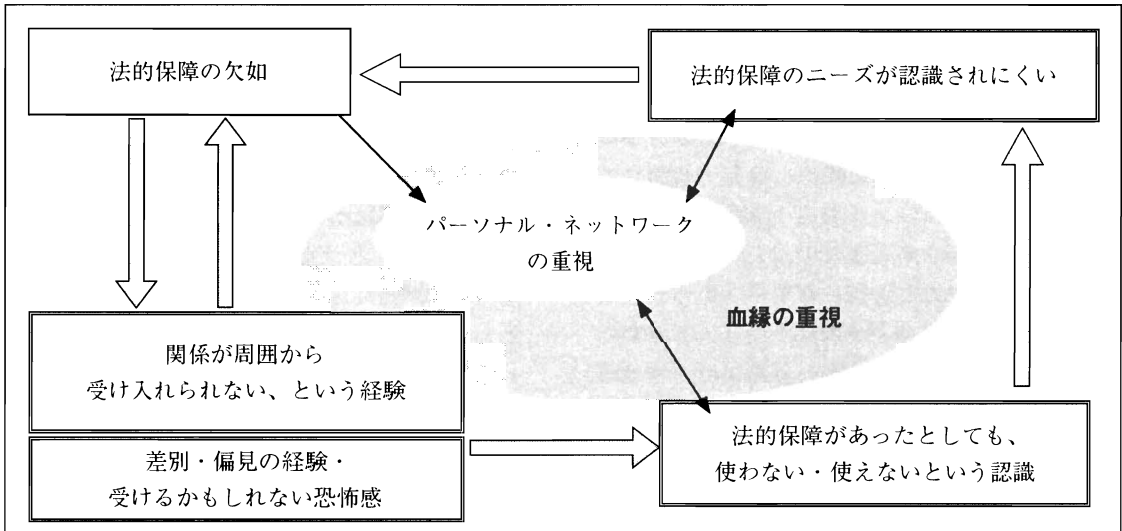
b) パーソナル・ネットワークは、法的保障の役目を果たせないことを、改めて認識する必要

言うまでもなく、よいパーソナル・ネットワークがあり、親きょうだいとの関係がうまくいっていても、同性カップルは法的には他人同士に過ぎず、ネットワークによって守られるとは限らない。

まず1つには、血縁家族とよい関係を作っても、ふたりが「カップル」として理解され、受け入れられているとは限らない。今回の聞き取りでも、ふたりが「カップル」としては認められていないことや、本当のことを言えない・言っていないことに関しての葛藤や不安が語られていた。それはまさに、法的保障がないことに寄与している可能性もある。いざという時には、「仲のよいお友だち」、ともすれば「赤の他人」として扱われる可能性もある。

また、関係がうまくいっていても、人々は「何かあったとき」に理性的に行動する・できるとは限らない。たとえば、子どもが生死をさまよう状況になったとしたら、ふたりの関係に理解があった親であっても、理性的な判断力を

図表2 同性カップルの法的保障のニーズ——認識の困難のメカニズム



失ったり全く機能しなくなったりするかもしれない。その場合は他の人・機関が仲介に入り、誰が患者と面会できるのか、誰が患者の世話をするのか、誰が財産を相続するのかなどについて、血のつながりや婚姻による関係のみを正当とする規範を適用してくるため、それまで築いてきたパーソナル・ネットワークがあっても、ふたりの関係は守られない。

このように、日々の生活をしやすくするためにパーソナル・ネットワークを形成することと、法的保障によって関係を守ることとの間のギャップは大きい。多くの同性カップルが実際に問題に直面し、法的保障の必要性が強く認識されてから対応を考えていくのでは遅すぎる。本研究を続けていくにあたっては、問題を体験した個人やカップルの経験を共有してそこから学ぶことをはじめとし、カップル関係において予想される問題を想定して埋もれているニーズを引き出していくことが不可欠だと考える。聞き取り調査やその分析においては「結婚」「パートナーシップ登録」「法的保障」などの抽象的なレベルでこの問題にアプローチするのみでなく、次章で杉浦がおこなっているように、カップルの実際の生活状況を分析し、必要なサポートの欠けている可能性のある部分や法的保障ニ

ーズの生まれる可能性のある部分を、丁寧に掘り起こしていくことが不可欠である。それに加え、これまでも指摘されてきたことではあるが、同性カップルの法的保障の制度を進める際には、人々の意識を変えていくことや差別をなくしていくことを同時に進める必要のあることが、再度確認されたといえる。

(釜野さおり)

2 住居、生活費の分担、収入と扶養 ——子どものいないカップルにおける

2-1 はじめに

本章では、「住居」「生活費の分担」「収入と扶養の有無」の3点について、その特徴を分析し、法的保障の必要性について考察する。

なお、ここでは、子どものいない①から④のカップルのみを取り上げる。子どものいるカップルは、着目した3点において、子どものいないカップルとの違いが著しく、あわせて分析するのは困難だと判断したからであるが、「2-7」で補遺として、子どものいるカップルについて若干の観察を書き留めておいた。「レズビアン・マザー」の生活課題の詳細な検討は、稿を改めたい。

2-2 分析に用いたインタビュー内容

分析に用いたインタビュー内容は、大きく3つある。

1つ目は「住居の所有や名義」についてである。具体的には「賃貸か、持ち家か」「持ち家の場合、どちらの名義か」「名義を持つ者、持たない者の住居に対する権利意識」などに着目した。

2つ目は「生活費の分担の仕方」である。どちらかが生活費の全額を負担する「扶養型」、毎月決まった額を出し合い、共同の財布・口座を作る「拠出型」、家賃はA、食費はBのように項目ごとに支出を分担する「分担型」、ふたりの収入を合わせて管理する「一体型」の4つに分けて観察した。また、生活費の繰り越し分と考えられる預貯金に対する権利意識にも注目した。

3つ目は「お互いの収入や雇用形態、扶養関係」についてである。収入の格差、扶養関係の有無、扶養に対する考え方などを分析に用いた。

2-3 住居

(1) 住宅所有の実態

4組のカップルのうち3組(①、③、④)がマンションないし一戸建てを所有していた。婚姻関係にないふたりがローンを共同で組むのは難しいため、名義はローンを組んだ片方の100%となっている。名義を持たない者は「家賃」を渡しており、それは月々のローン返済に充てられていた。実質、ふたりで協力してローンを返済しているといえる。

(2) 名義を持たない者／持つ者の権利意識と遺贈の意思

名義を持たない者もローン返済に貢献しているため、住居に対して一定の権利意識が見られた。しかし、「住む権利」「使う権利」(共同使用の権利)はあると考えているものの、「ふたりのもの」「平等に権利を有している」(共同所有の権利)という意識は希薄であった。たとえば、のF7は「そこまでフィフティ・フィフテ

ィだとは思っていない。ただ住む権利はあると思っているので／…／家賃もあるから、ちょっとくらいけんかしても追いだされない」と思っているという。

他方、名義を持つ者は「この家はふたりのものだ」と考えている。ローン返済を実質ふたりで行っていること、また、ふたりで物件を探し相談して購入を決めていることが、共同所有の意識を生じさせると考えられる。したがって、自分にもしものことがあった場合は、住居を、法定相続人の親ではなく、パートナーに遺贈したいと考えており、そのために、できるだけ証明力の高い方法で遺言(公正証書遺言)を作成することを望んでいた。

(3) 住宅取得を促進する要因

4組のうち3組が住宅を所有し、残りの1組もマンション購入を検討したことがあった。20代後半の女性が住宅を取得する(①、③)というのは、それほど一般的な話ではない¹³。女性カップルにおいて若い頃の住宅取得が促されているのだとすれば、その要因として考えられることをいくつか指摘しておきたい。

まず、共働きというライフスタイルが若い頃に固まり(2-5で後述)、子どもを得て家族構成が変わる見込みも少ないため、自分たちに合った住宅を見定めやすいという面がある。

また、住宅を保有することで、親からの独立を確実にしたいということがあるかもしれない。F23は「家を出たくてしょうがなくて」マンション購入を急いだという。F22も実家から出るのを「母親がなかなか納得しなかった」と話しており、未婚の女性が実家から距離をとることは簡単ではない。住宅を購入することは、親から離れるために利用できるイベントとなり得る。住居を取得することによって得られる安心感も大きいと思われる。ふたりの関係や生活が制度によって守られず、また周囲から承認されない状況にあって、「帰る家がある」ことのもたらず精神的な安定は大きいだろう。

同性カップルは安価な公営住宅に申し込むこ

とができない。公営住宅の申し込みにあたっては、通常、親族と入居することが求められるが、同性のパートナーは法律上の親族に当たらないとして、申し込めないところがほとんどである。高い家賃を払い続けるのなら購入したほうがよい、との判断もあるのかもしれない。

(4) 住宅の遺贈に関する問題——遺言をめぐる

こうして住宅を取得したとしても、共同名義にすることは難しいため、名義を持つ側は皆、公正証書遺言の必要性を感じていた。遺言の必要が強く意識されるのは、高い買い物であることに加え、ふたりの中高年期の生活を支える目的で購入が検討されること、したがって「どちらかが亡くなったとき」のことを予期しやすいことなどの理由が考えられる。しかし、インタビューをした時点では、どのカップルも個々に事情を抱え、作成できていなかった。

③のカップルは、「公正証書作成の費用を捻出できない」ことや「名義を持つ者（F23）に障がいのある姉がおり、事情が複雑で、どのような内容にしたらよいか悩んでいる」ことを理由に挙げた。④は「名義を持つ者（F6）が外国籍であり、どちらの国のやり方に沿ったらよいかわからない」という事情があった。①は、購入したばかりだったため、これから作成するつもりとのことだった。ここから、遺言の作成はそれほど簡単ではない、という現実が浮かび上がってくる。

また、遺言を作成できたとしても、相続発生後、遺言の内容が実現されるかは不確かである、という問題もある。③のカップルは、「遺贈を確実にするために、親に相続放棄を願い出たいが、それは親へのカミングアウトになるため、できない」と話している。とりわけ②や③のような不安定雇用・低収入同士のカップルでは、どちらかが失職したときに親の支援なしでは生活が成り立たず（2-5（3）にて事例を紹介）、無理なカミングアウトで親との関係をこじらすわけにはいかない（前章参照）¹¹。名義を持たない側に共同所有意識が希薄であること

が、相続発生時にパートナーの親への遠慮につながるかもしれない、そうなれば相続の行方はさらに不確かである。

2-4 生活費の分担と貯蓄

(1) 生活費の分担の仕方、およびパートナーの預貯金に対する権利意識

生活費の分担の方法は、①、③、④が拠出型、②が分担型であった。いずれの仕方であれ、ふたりが出している金額はほぼ同じであり、家計への貢献度に大差はない。それぞれの収入は、個別に消費し管理している。お互いの貯蓄額にも大きな違いは出ていないようである¹⁵。

住宅と異なり、パートナー名義の預貯金が「ふたりのもの」という意識も、「自分に使う権利がある」という意識もなかった。しかし、自分が死んだときには、パートナーに一定程度、現金を遺したいと考えている人がほとんどだった。とはいえ、全額とはいかず、親が生きているのであれば、貯金の一部は親に渡るべき／渡したいという意識が見られた。

(2) 権利意識が希薄である要因

パートナーの預貯金に対する権利が希薄であり、名義を持つ者も一部はパートナーに、一部は親に渡ることを望んでいる。こうした意識を形成する要因として考えられることを、以下に挙げる。

まず、共働きのライフスタイルにおいて、生活費をほぼ同額で負担し、家事の負担も偏りが見られないことにより、相手の資産形成への貢献度が意識されにくいことが考えられる。「片方（妻）が家事労働を一手に引き受けることで、片方（夫）の資産形成に貢献した」という事態が生じていないのである。

預貯金や消費に使える金額に大きな違いがなく、実質的に同程度の生活水準にあるため、不満が生じにくいこともあるだろう。

「結婚」というかたちで「けじめ」がつきにくく、権利義務を親に優先して持つ、という意識が生じにくいこともある。そのため、親とパー

トナーの権利を「現時点でどちらがより現金を必要としているか」という必要度、「これまでどちらにどれだけ世話になったか」という実質において、天秤にかける余地が生まれている¹⁶。

そして、天秤にかける余地がある程度には、実際に親に世話になっている。女性カップルのパーソナル・ネットワークは血縁関係を重視して築かれており、日頃から親（きょうだい）に頼っている（前章参照）ことが、「親に財産を遺したい」という思いをもたらす一因となっている可能性がある。

（3）預貯金の遺贈に関する問題

とはいえ、預貯金の一部はパートナーに渡したいという希望が見られ、そのためには遺言が不可欠である。にもかかわらず、住居の遺贈に比べて、遺言の必要度が認識されていない（F7のみ自筆遺言を作成している）。その理由として、預貯金は住宅より少額の資産であり、「これがパートナーに渡らなくても困らないだろう」と漠然と思っていること、「ふたりの生活のために」「老後に備えて」といった明確な意図のもと形成された資産ではないことなどが挙げられる。

また、遺言の必要を認識したとしても、預貯金に関する遺言は、不動産に比べて内容が複雑で変化しやすく、作成しづらいという課題もある。住宅のように「すべてをパートナーへ譲渡する」というシンプルな内容にはならないし、親とパートナーの現金の必要度もその時々で変化する。変化する状況と自らの希望に合わせて、遺言を改訂し続けるのも手間である。加えて、4組のカップルが比較的若いこともあり、書面作成の緊急性が認識されていない。いざというとき、作成されていないことも十分考えられる。

遺言がなく、パートナーの親に預貯金が渡っても、それが親であるならば納得できる人は多そうであった。しかし、老いた親以外の親族に財産が渡ることをよしとする人は、果たしてどれくらいいるのだろうか。親が亡くなる頃には自分も年を重ね、パートナーとの生活も長くな

り、そうなれば預貯金もふたりの老後に備えるという目的でなされるようになるだろう。そうして貯めたお金も、遺言がなければパートナーに渡らない¹⁷。親が亡くなった後の遺言の必要性や緊急性はもっと認識されてもよい。

2-5 収入・雇用・扶養

（1）収入・雇用の実態

正規雇用同士のカップル（①、④）、非正規雇用同士のカップル（②、③）というかたちで分かれており、「正規と非正規」の組み合わせはなかった。女性の雇用者に占める正規従業者が46.6%（2007年、男性は81.8%）に過ぎないことから（内閣府2008）、女性カップルにおいて、不安定雇用・低収入同士という組み合わせが、男女カップルないし男性カップルよりも高い割合で見られることは、容易に推測される。

「正規と非正規」のカップルがいなかったことにふれておくと、近年、男女の若年カップルにおいて、高収入のふたりが選び合って結婚する傾向が指摘されている。「経済的強者」が「経済的弱者」を選ばないことで生活リスクを避けているのだという（山田2004: 64, 148）。4組のケースから断定はできないが、女性カップルでも同様のことが起きているかもしれない。

（2）就業・扶養に対する考え方

どちらかが扶養に入る（専業主婦になる）というライフスタイルは志向されていない。お互いに扶養に入るつもりも、扶養するつもりもなく、皆、共働きである。年収は200万台から400万台前半までに集中しており（④のカップルを除く）、また今後も給料の伸びが期待できないため、ひとりの収入で家計を支えるのは無理との判断をしている。

「結婚で男性に依存する」「出産でキャリアを中断する」というライフコースが想定されないためか、就業継続の意欲、キャリアアップの意欲も高い。いったん社会に出たあとに学校に行きなおすなどして専門性の高い資格やスキルを手に行きなしている人もいる（F4、F23）。しかし、

そうした自己投資がなかなか安定雇用結びついていない、という実情も見られた。

したがって、どのカップルでも「共働きが基本」と話しているが、パートナーが病気になったり、失業したりした場合には、一時的にパートナーを扶養する心づもりはある。実際、③のカップルでは、インタビュー時にF23が病気を療養中で、F22の収入で生活費が賄われていた。

(3) 扶養関係が生じたケース

F23は、福祉の作業所に正規雇用されていたが、病気で失職した。小規模の事業者では、長期で病気休暇を取ることは難しく、病気やけがが失職につながってしまう。F23も「休職も考えたが、人手不足なので迷惑がかかる」と辞めていた。失業保険は、勤務日数がぎりぎり足りず、受け取れなかった。

このようなかたちで職を失いやすい者は、そのパートナーも不安定雇用・低収入であるかもしれない、そうであればふたりの生活を長きに渡って支える収入や貯蓄がない。一時的な生活費だけは何とか捻出できても、パートナーの社会保険料や税金の支払いまでは無理である。F23も支払いに困り、親から10万円を借りてやりくりしていた。

パートナーのF22は、2年ごとに契約を更新する「嘱託常勤」という雇用形態で、「社会保険完備」であった。男女のカップルであれば、医療保険における被扶養者扱いや、国民年金の第3号被保険者などが適用され、さらに、扶養手当なども受けられるということだった。ふたりは、こうした経済的保障を切実に求めている。F23は病気が原因で失職したため、F22の家族として医療保険に加入できることを特に重視していた。

(4) 社会保障に対するニーズと問題

こうしたニーズは、会社員の無職の配偶者に、企業から社会保障が提供されているという事実によって、喚起されるものである。しかし、もしF22が社会保険の適用を受けられる社員と

して勤務していなければ、掘り起こされないニーズでもある。男女でもこうした恩恵にあずかれないカップルが少なからずいるため、同性カップル特有のニーズとは言い難いが、「もし相手を扶養する状況になったら、この種の制度を利用したいか」という問いには、皆が「利用したい」と答えた。保険料の支払いが免除されるシステムは、誰にとって魅力である。

しかし、たとえ同性のパートナーにまで「配偶者」の範囲が拡大されたとしても、制度を利用することがすなわち職場へのカミングアウトになる、という壁が存在する。前章で論じられているとおり、「制度があっても使わない／使えない」という人は一定程度いる。職場を介して提供される保障は、同性愛者の社会的承認が進んだり、差別行為を禁じる法律が制定されたりしなければ、実効性の伴わない制度となるだろう。

2-6 考察

(1) 相続について

パートナーに住宅を譲渡するために遺言が必要であることは、十分に認識されていた。しかし、皆、諸事情で書面を作成できておらず、仮に作成できたとしても親に遺留分を請求されるかもしれないとの不安も聞かれた。ふたりの関係に多少の理解があった親でも、緊急時にどのように行動するかはわからないし、同性同士の親密な関係が社会で承認されていない現状では、遺言の実効性に期待できないのも無理はない。また、名義を持たない者の共同所有意識の希薄さは、遺言内容の不履行に手を貸してしまうかもしれない。

遺言の必要性を感じていってもなかなか作成できないこと、遺言の実効性に疑問があること、動産に限れば親が生きているうちは遺言の必要性や緊急性を認識しづらいこと、とはいえ、親でなければパートナーに財産が渡ることが望まれていること、さらに前章で釜野が指摘するとおり、日常生活のなかで「何かあったとき」の危機感をもつことは難しく、不測の事態への備

えのある人は多くないと思われること、などを考慮すると、遺言がなくとも同性パートナーへの相続を確実にする制度がほしいところである。

(2) 社会保障について

医療保険における被扶養者扱いや国民年金の第3号被保険者など、低収入の者の保険料を免除する制度へのニーズは高い。ただし、これらは近年、特定のライフスタイル（専業主婦と会社員）を優遇する不平等な制度として批判が向けられることもあり、同性カップルのニーズに多くの理解が得られるかは定かでない。低収入の者に対する保障がその人個人に向けられず、パートナーや家族を介してなされることに対する批判もあり、カップル（家族）単位の保障を求める声を上げにくいという問題もある。

しかしながら、税金について言えば、配偶者控除は雇用形態を問わず夫婦に一律に適用されるし、扶養控除は比較的、広範な親族に適用されている。この点を鑑みれば、扶養負担のある者に何らかの経済的援助が与えられてしかるべき、という考えは、一般に浸透しているようにも思われる。雇用の非正規化が進む現状では、意に反して扶養関係になる女性カップルは増えるだろうし、応じて扶養負担を軽減したいというニーズも高まるだろう。「ふたりで暮らす」というライフスタイルや生活の実態に即した保障のあり方を考えてもよいのではないだろうか。

2-7 補遺——子どもと生活するカップルに関して

今回は詳細な分析を見送ったが、子どものいる女性カップルの特徴について気づいたことを書き留めておきたい。

⑤と⑥は、結婚で子どもを得た女性同士のカップルである。出産により仕事を中断しており、夫と離れたあとに就いた職は非正規で、収入も高いとはいえない。⑦のカップルは、生殖補助医療を利用して、子どもを得た。出産前は共働きだった（ともに正規）が、F1は出産を機に退職している。

まず子どもがいることで、分業が形成されやすい可能性を指摘しておきたい。たとえば⑤と⑦のカップルは、母親としての労働を片方がより多く担っており、もう片方が主な稼ぎ手となっていた。

それぞれの資産は、親権を持つ子どもに渡ればよいと考えている。子どもは法定相続人であるため、遺言がなくとも問題ない。財産の相続に関する心配がない点で、子どものいないカップルと状況が異なっている。ただし、⑦のカップルの場合、F1のパートナーは子どもと法的関係がないため、自分の財産の行き先を遺言する必要がある。この件について、彼女たちがどのように考えているかは不明である。

女性カップルにおいては、子どもの有無によって、ライフスタイルも法的ニーズも相当異なってくるだろう。さらに、子どものいるカップルでも、子どもを男性との関係で得たか（⑤、⑥）、生殖補助医療で得たか（⑦）で、状況も生活課題も違う。ケースを積んで、諸課題を分析しなければならないが、その一部は、次章で柳原によって検討される。

（杉浦郁子）

3 妊娠・出産と子育て

3-1 概況

日本国内でレズビアンによる妊娠と子育てとは、比較的新しい話題であり、関連する研究の数も些少に留まっている。一方、海外のいくつかの国や地域では、従来から活発な研究報告がなされ、社会的な認識が進んでいる。それらの報告によると、従来はヘテロセクシュアルな婚姻間で得た子どもを育てるレズビアンが主流であったが、近年になりレズビアンたちの間で非配偶者間人工授精（AID：artificial insemination with donor semen）や、養子縁組により子を得る方法が普及しており、彼女たちの家族形成の過程は、明らかな変化を示している。それらの変化は、米国の場合1980年代に大きく進行した。レズビアンによるベビーブームと呼ばれる現象が引き起こされ、90年

代にはゲイ男性のカップルが子を持つ「ゲイビー・ブーム」の言葉さえ生まれるようになった(Chauncey 2004)。

日本でも90年代から、子どもを育てるレズビアンたちの交流活動が行われるようになっていくが、その団体の代表者によると、日本の場合も、当初は婚姻関係の中で生じた子を育てる女性たちが活動していたものが、近年になりAIDや養子縁組により得た子を育てるカップルも見受けられ、そのような例は、今後も増加する可能性があるという(泪谷 2003)。

このようにレズビアンたちの状況が変化していく中、現在まで国内の子づくり(以下「挙児」と表記)や子育てに関する議論で、彼女たちは依然として不可視の状況に置かれている。たとえば日本で生殖補助医療を行う際の指針となっている平成15年厚生科学審議会生殖補助医療部会報告書は、AIDを「精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された精子による体外受精を受けることができる」と表記しているが、受けられない例としては、独身者と事実婚のカップルが挙げられているのみである。レズビアンたちの子育てに関しても、米国の場合、離婚した夫婦が同性指向を理由に親権を失う事例が社会的に問題視された経緯があり、現在は、パートナーと子どもに養子縁組を結ぶ際の手続き¹⁸が法律に組み込まれているのとは比べ、日本国内では、人権団体を含め、公的機関がそれらの問題に触れた形跡はない。その一方、日本国内でもレズビアンたちの挙児や子育て件数は増加傾向にあることが予想されるため、場合によっては米国で見られたのと同じくベビーブームの到来も予想される。このような状況下において、現在子を育てている女性カップルたちの権利確保はもちろん、育てられる子や、これから新たに生まれる子どもの福祉も考えると、その法的ニーズを明確にすることは、同性カップルの法的保障を論じ、具体化させる上での急務と言えよう。これらの状況をふまえて本章では、彼女たちの生活実態から、挙児と子育て、各ステージで直面する困難を把握

し、それぞれに関する法的保障のニーズを抽出していく。

3-2 分析対象者の確認

本章の分析では、図表1に挙げた7例全てを用いる。ただし図表1の協力者のうち、実際に妊娠・子育てをしている人は1例(カップル)に過ぎなかったことから、本章では、筆者がこの調査とは別にコンタクトを取っていた、挙児・子育てを実践しているレズビアン・カップルに対し、同様の内容での聞き取りを行った2つの事例AとBを併せて分析対象とする。

これら全9カップル、14名の協力者それぞれの挙児・子育て状況は図表3に示す通りである。なお図表1に記載される協力者は、第I部2-1で示した様に、元々、同性カップルの生活実態全般を把握するためと銘打って募集したものであり、子どもに関する意見を尋ねることを目的として募集したものでなかったが、本稿で分析対象とする協力者が全て女性であり、日常的に、妊娠や子育ての話題に接する機会が多いためか、結果として、たとえ実際に子を持っておらずとも、カップルのうち少なくとも一方は、かつて子どもを持つことを考えたり、または今後持ちたいと希望したりしていた。妊娠・子育てに関する興味や関心が、性的指向性の在処とは別に、ジェンダーに強く結びつけられていることを示す現象と考えられよう。

3-3 挙児に関する困難

(1) 精子の入手

レズビアンが子を持つまでには、図表3のように、婚姻内で自然妊娠を経た場合、AIDを実施した場合、養子縁組を行った場合、の3通りのパターンが存在する。また、実際には子をもうけなかったカップル④のF7のように、同性パートナーを持ちつつも、子を得る目的で、男性との性交渉を企図していた人もいる。

男性との婚姻関係にない女性たちが直面するもっとも大きな課題は、精子の入手に伴う困難である。カップル⑦のF1は、米国の精子バ

図表3 分析対象事例の挙児・子育て状況

子を得た経緯	カップル	協力者と挙児の方法
婚姻内で	⑤ ⑥	F15：自然妊娠 F2：自然妊娠
AIDによる妊娠	⑦ A*	F1：匿名ドナーによる精子を利用 A2：米国人。日本人の友人の提供精子で妊娠・出産
養子縁組	B*	B1：AIDを実施したが妊娠せず。B2とともに養子縁組で得た子を育てる B2：米国人。法律上の養親
子どもを欲しいと思う／思っていた	① ② ③ ④ A	F11：漠然と実子について考えたことがある F12：漠然と里親を考えたことがある F3：AIDを希望 F4：F3の実子、または養子や里親を希望 F22：養子や里親 F23：養子や里親。実子については漠然と F6：性行為やAID、養子縁組を希望 A1：AID希望

* A、B両カップルの詳細は、柳原(2007a)に詳しい

ンクから凍結精子を取り寄せる必要があったが、日本では精子を輸入する際に、受け入れ先が医療機関でなければならないため、医師の介入なしに実施することはできない。しかし一般的に日本の産婦人科医は、日本産婦人科学会の申し合わせにより、婚姻していない女性へのAIDは実施していない。F1の場合、医師から確認を求められなかったため実施が可能であったが、医療機関や医師によっては、実施を希望しても医療者が拒否する場合も考えられるだろう。事例BのB1も、養子を迎える前にAIDを行っているが、渡米して、カリフォルニア州のクリニックで受けたものであった。医療者を介する精子の入手が、ヘテロセクシュアルな婚姻関係を持つ女性に特権的な行為となっている事実が、果たして正当なものと言えるかどうかは、今後の議論が必要な問題であろう。

なおAIDそのものは、必ずしも医療機関の介入が必要なものではない。上述の、渡米して精子を入手したB1は、現地で医療従事者ではないパートナーによりAIDを受けている。また事例AのA2は、精子を友人のゲイ男性から提供してもらい、米国のインターネットサイトから輸入した器具を用い、自宅で自らAIDを行っている。

(2) 精子ドナーと子の関係

知人から精子の提供を受けたA2は、調査の時点では、提供者と良好な友人関係を続けており、特に問題点は見受けられなかった。しかし今後、多くのレズビアンが同様の試みを実行した場合、後に提供者が遺伝的父親の立場を主張して、子や産んだ女性、パートナーとの関係性に問題を引き起こす可能性も考えられる。既に海外では精子の提供者が積極的に権利を主張する事例も生じている¹⁹。レズビアンの実子とパートナーとの関係、そして子の遺伝的な父親との関係のあり方については、今後、何らかの指針や制度化が必要と言えるだろう。

ところで現在までヘテロセクシュアルな婚姻カップルに限れば、黙認の形で容認されていた精子提供であるが、近年になり日本でも、実際に匿名の提供精子で生まれた子に対する聞き取り調査が行われ、精子の匿名性が問題視されている。こうした状況にあっては、今後、養育者のセクシュアル・オリエンテーションの在処に限らず、ヘテロセクシュアルなカップルも含め、生殖補助医療における精子提供のありかた、そのものを問い直す必要もあると考えられる。

(3) 養子の希望

現在のところ日本では、婚姻関係にあり、提

示される諸条件を満たす男女でなければ特別養子縁組で子を育てることは出来ない。そのため同性カップルはもちろん、シングルマザーの立場であっても特別養子縁組で子を育てることは不可能となっている。

事例 B は、アメリカ国籍である B2 の養子とともに育てているが、上述したように、カップル B は渡米して AID を試したものの妊娠に至らなかったため、シングルでも養子縁組が可能でいる B2 が法律上の親となったものである。

同性カップルが子を持ちたいと思う理由としては、A2 や F3 の様に「もともと子どもが好きだから」という意見の他に、年齢を重ねて環境が変わったらほしいと思うようになったという B1、パートナーが実際に妊娠・出産したり、身の回りの誰かが子育てをするのを見て、自らも影響されて子を持つと思ったという F1、A1 がいる。これらの状況は、彼女たちが、ヘテロセクシュアルな婚姻関係にある女性がしばしば経験する子づくりのプレッシャーや、自分と遺伝的なつながりを有する子を持つことへのこだわりよりも、子を育てる経験への期待から挙児を希望している状況がうかがえる。本調査においても、実際に漠然と希望した人も含めると、5 人の協力者がこれらの制度の利用を希望しており、特別養子縁組や里親を希望する同性カップルの潜在的なニーズは大きいものであると予想される。

3-4 子育ての実態

同性カップルの子育ての生活実態、婚姻で得た子を育てる場合と、当初から同性カップルの場合とで大きく異なっている。ここではそれぞれのケースについて、カップルの家族や地域の人々、子育て現場で出会う人々と築く人間関係に関して分析していく。

(1) 婚姻で得た子を育てる場合

F15 と F2 は、ともに離婚した夫との間にもうけた子を、それぞれのパートナーとともに育

てている。セクシュアル・オリエンテーションは、信頼できると親しい人には告げているが、子育てを手伝ってくれる両親や前夫など、子どもに直接関連する人には告げていない。彼女たちはこれら親族や地域の人から、シングルマザー同士が同居し助け合っているように受け取られているという。そのためカップルの間では互いに婚姻と同じ配偶者として捉えているのに、周囲の人にとっては、単なる同居人、または親しい友人としか考えられず、自分たちの関係を、家族として認められないことに不満を抱いている。その不満は、自分たちが互いにパートナーの連れ子の正統な保護者として認識されないため、連れ子の世話を出来なかったり、その分担が煩雑になるなどの、具体的な問題としても現れている。

ふたりの関係に対する認識のずれは、子どもたちにも共有されている。子どもたちには当初から実の父親がおり、離婚前のヘテロセクシュアルな夫婦を自明の家庭像と捉えながら育てているため、実母のパートナーを、父親に代わる保護者として認識することが難しい。またパートナー自身も連れ子に遠慮して、親として行いたい対応ができず、結果的に自分の実子と比べれば接し方に差が生じてしまう。

ただし F2 の場合、長く暮らすにつれて、パートナーの末子との関係は良好となり、彼女もこの末子に強い愛情を抱くようになった旨を述べており、同性カップルとしての生活を始めたときの子どもの年齢や一緒に暮らす期間によって、その関係性は変化することが伺える。

(2) 当初から同性カップルの場合

同性カップルが新たに子を得る場合、AID や養子縁組の別を問わず、親族から同性カップルの関係性に対する理解を得て、挙児の方法も親族に説明してから、実際の行動に移している。カップル A と⑦は、当初から子どもを持つことを目的として結婚式を挙げ、その関係の認識を求めている。カップル B は、親族に明確なカムアウトをしてはいないが、挙児を試

みる前から長期間にわたる同居生活をしており、B1の親族はふたりの仲を容認していた。カップル⑦は、子どもを得ることを目的として実際にAIDを行う前に、子を作る予定である旨を両親に説明している。その後、子が産まれると、両親を含めた親族は子育てに積極的に関わり、彼女たちの子育てに重要な存在を占めている。また彼女たちは、地域の人々や保育園、幼稚園といった育児施設の関係者に、自らのセクシュアリティを積極的に隠してはいない。カップルAは周囲の人にふたりの関係を問われれば、隠さずに話しているという。カップルBも、敢えて話したり、誰かに聞かれたりするわけではないけれども、積極的に隠そうと努めているわけではない。

また彼女たちは育児の現場で、親として受け入れられなかった経験を持っていない。出生または受け入れの時点から同性カップルで育てているため、周囲の人もカップルの一方を、法律上の親ではなくとも、何らかの限りなく実親に近い存在として捉えていることがうかがえる。もちろん全く違和感を抱かないわけではなく、B1の場合、日常生活の中では、保育施設の「母の日」の対応に疑問を持つなど、「母親が2人である状況」を理解できないが故に、親がとまどいを感じる場面もある。しかし少なくとも現在の時点まで、周囲との人間関係を築く上で、大きな生活上の問題はなく、満足度の高い生活を送っている。

ただし両カップルとも、今後子どもが小学校に行くようになると、セクシュアリティに関する知識や偏見を得ることで、いじめに遭うことを懸念している。

3-5 パートナーと子どもの法的関係

同性カップルは、パートナーの子どもと法的なつながりを持つことができない。パートナーの連れ子と暮らすF2もF15も、実子と同じように扱いたいと思い、仮にパートナーに不測の事態が生じて、連れ子をそれまで通りに養育したいと考えているが、現状では、普段は疎遠

になっている法律上の父親のもとで養育することになるだろう不安を感じている。

連れ子であれ幼い頃からカップルで育てている場合、子にとって親密な保護者は実父でなく2人の母親である。実母が亡くなれば、子どもはそれまで一緒に暮らしていたもう1人の保護者から引き離されることになるため、その精神的被害は大きなものとなることが予想される。法律上の実父がいる場合でも、こうした第二の親に対し、何らかの権利を付与する制度が求められる。

当初から同性カップルの間で子をもうけているカップル(⑦、A、B)は、子を奪う父親が不在であることから、親権について比較的楽観的に考えている。これらのカップルはパートナーやその親族と密な関係を形成しているため、カップルの一方が何らかの事件、事故に遭遇したとしても、親族たちが自分たちの家庭にとって最善の処置をしてくれるものと考えている。しかしそれは予想の粹をはず、不測の事態に置かれた親族たちが、子とパートナーにとって最善の処置を取ることが保証されているわけではない。この点で特に国際カップルの場合は、大きな課題を負っている。カップルAとBの場合、法律上の親はいずれも米国人であり、子どもも米国籍しか持っていないが、子どもたちはそれぞれ日本人パートナーの親族の中で育ており、米国にいる親族と日常的なつきあいはしていない。日本の親族に囲まれ、地域の中で生まれ育った子どもたちにとって、その法的な親に不測の事態が生じた場合、誰が親権を持つのか、また子どもたちの在留資格をいかに獲得するかなど、国内での地位が案じられる。

3-6 考察

すでに子どもを持つ人たちが抱える大きな問題は、パートナーの親権の確保であるが、それらは問題が潜在的なものに留まっていることから、現在のところ明確なニーズとしては現れていない。しかし今後、同様の事例が増加したり、子どもが成長したりすることで、制度化の必要

Ⅲ おわりに

性が高まることは容易に予想される。それらは子どもの福祉に関わる問題であるために、一旦問題化すれば急務となる。あらかじめ制度や何らかの指針を整備していくことが必要であろう。また彼女たちは子育ての様々な場面で葛藤を抱いているが、本調査の結果に限れば、それらは同性カップルが社会に認識されていない現状からもたらされるものであり、同性カップル全般の法的保障がなされ、社会的に認識されることで、ある程度回避可能なものだと考えられる。

一方、これから子どもを持つとするカップルにとって最大の問題は、提供精子を用いた生殖医療を受ける権利の拡大であろう。現時点の日本では、法律婚にあるカップルへのAID実施には寛容な立場が取られているが、同性婚が可能となった場合、女性カップルへの実施が区別されるのであれば、いかなる理由をもってそれが正当化されるのかについて、示される必要がある。しかしその際、女性カップルが直面している問題が検討されるだけでは不十分である。米国におけるレズビアン・マザーの議論を分析した有田が、レズビアン・マザーの問題は「親」の再定義を必要とするものであり、そこでは社会のマジョリティが問われるべきだと述べる（有田 2006b）ように、彼女たちへの実施の是非を議論するには、そもそも婚姻関係にありさえすれば可能となっている、現在の精子提供のあり方それ自体を見直す必要がある。

しかしながら、たとえ匿名の提供者による精子を得られずとも、彼女たちは性行為を経たり、友人男性からの提供など自主的に得た精子で自らAIDを実施したりすることで、子を得ることが可能であり、今後も彼女たちの拳児がなくなることは考えられない。彼女たちの妊娠・出産や子育てに対しては、そのような現状を前提とした上で、産み、育てる当事者である女性たちのリプロダクティブ・ライツを尊重した制度を整備することが求められる。

（柳原良江）

本稿では、女性カップルの生活実態を分析し、法的保障ニーズや法整備に際しての課題を提示した。一般に、法律の必要を強く感じるのは、不測の事態が起きたときである。しかし、第II部1章で釜野が指摘したとおり、普段の生活では「何かあったとき」のことを具体的に想像する機会はあまりないし、法的保障ニーズの認識を阻害するメカニズムも存在する。したがって、今後も同性同士のカップルが抱えている生活課題や、緊急時に生じうる問題を積極的に掘り起こし、対応のあり方を検討することが求められる。

論を閉じるにあたり、本研究の限界や今後の課題を述べておきたい。まず、ケース数が少なく、ここで観察した事柄が女性カップルの一般的な特徴や傾向だと断言できない点は、本研究の1つの限界かもしれない。しかし、個別のカップルの生活実態から多様な法的保障ニーズを抽出するというここでの方法と目的においては、一般性が確保できないことはそれほど大きな問題ではない。むしろ、ここで分析したケースが属性、生活、関係のあり方などにおいて似通っていることのほうが、より問題である。今後は、以下に挙げるような幅広い層の生活状況を把握し、それぞれの暮らしの中にある多様な生活課題をすくい上げ、法的保障ニーズに関する実践的な提言をすることを目指していきたい。

男性同士のカップル、50代以上の同居年数の長いカップル、すでに親を亡くしているカップル、地方に住むカップル、国際カップル、トランスジェンダーのカップル、収入の格差のあるカップル、関係の悪化したカップル、さらに同性愛者として暮らすシングルの人々。また、調査協力を募ったシンポジウムに参加できる状況にないような人々にどのようにアクセスするのも考えていかなければならない。

(注)

- 1 「血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会」有志ニーズ調査プロジェクト(2004)『同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査』<http://www.geocities.jp/seisakuken2003/>
- 2 大阪(2006年2月26日、エル・おおさか)、第1回東京(3月5日、学習院大学)、香川(3月19日、高松市女性センター)、札幌(3月26日、札幌市男女共同参画センター)、第2回東京(4月16日、東京YMCA山手センター)の5会場。
- 3 同性カップルは、周囲からカップルだと見なされないために、様々な不安や困難を抱えながら生活している。そうした生活不安は、一般には見えにくいですが、特に「パートナーが事故や病気になったとき」「パートナーが亡くなったとき」など、「いざというとき」のことを心配している、という声が聞かれる。「緊急の連絡が来るかどうか」「病院で看護や面会ができるかどうか」「ふたりで築いた財産を失わないようにできるかどうか」「葬式にパートナーとして出られるかどうか」といった不安である。同性パートナーとの関係が法律上の親族によって尊重されない、あるいはパートナーの権利が親族によって脅かされることを心配しているのである。

こうした不安に対して、これまで「遺言」「公正証書による契約」「成人養子縁組」などの制度を利用して、策が講じられてきた。しかし、どの方法も難点が指摘されている。公正証書は、書類作成に金銭的・精神的な負担がかかるし、契約内容が必ず履行される保証がない。成人養子縁組も、形式的にとはいえふたりが親子になることに心理的な抵抗がある、相続の権利を持つ他の親族と争う可能性がある、などである。
- 4 この特例法は、性別記載変更の条件に「未婚であること」を掲げている。これは、性別変更により、同性同士で婚姻している状態になることを防ぐために加えられた条件であるが、法律に「日本では同性同士の結婚はできない」という理解が書き込まれたことや、立法者に見られる同性愛嫌悪／異性愛主義に対して批判がなされた(たとえば筒井2003)。
- 5 同性婚やそれに類似するパートナーシップ制度を成立させている国や地域でも、賛否が問われてきた。そうした議論は、様々な観点から検討され、総括され、すでに日本にも紹介されている。たとえば、風間2003; 河口2003; Laurence de Percin 2001= 斉藤2004; エミ・コヤマ2004; サンダーズ宮松2005; 岡野2006; Chauncey2004= 上杉・村上2006; 綾部2007など。
- 6 たとえば、李2004など。上述した「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」の自由回答欄にも、こうした意見が散見される。
- 7 大谷(1995)は、パーソナル・ネットワークを「個人を準拠点としたエゴセントリック・ネットワークに着目し、実証的調査研究を積み重ねていく研究方向として位置づけられる」としており、「全体ネットワークを想定して密度や連結度等の数理解釈を試みようとする」ソーシャルネットワークの研究方向と区別している。本分析では、個人(カップル)を分析の単位とし、全体像を捉えることはしていないので、パーソナル・ネットワークの分析ということができる。
- 8 血縁家族についても、信頼できる人は誰か、理解者は誰かといったことでつきあう相手やつきあい方に影響する。ここで家族員をふるいにかかけ、また家族員の方からも、自分たちが選定されるため、もはや血縁だから関係を持つ人々ではなく「選び取る家族」と見なすことができる(釜野2008)。初期の研究では、選び取る家族を、血縁家族と対比させ、レズビアンやゲイの場合は、前者が後者によって置き換えられていくという見方がされていたが(Nardi1992)、後の実証研究や理論においては、実際は選び取る家族には、友人とみなされるようになった血縁家族と、家族と見なされるようになった友人が含まれると、指摘されている(Weston1991; Weeks et al.2001; Smart2007)。
- 9 釜野が2002年におこなった聞き取り調査(詳細は釜野2004)では、「レズビアンはパートナーが見つかるコミュニティから消えていく」ということがしばしば聞かれた。
- 10 2002年におこなった聞き取り調査では、長年一緒に暮らしてきた高齢の女性カップルの片方が亡くなり、残された女性の方は、その家から追い出され、ふたりで築き上げてきたものを遠い親戚に持って行かれ、1つの置物を形見としてもらったという話からなる『ウーマン・ラブ・ウーマン』の第1話(アメリカで制作されたテレビ映画、If these Walls could Talk 2,2000年)によって刺激を受け、保障の必要性を考えるようになったという人が複数いた。直接経験しなくても他の方法でも意識を高めていくことは可能であることを示して

いる。

- 11 男女間の結婚も、法的保障を得るために結婚するという認識はなく、単に結婚するのが当然だからしている場合が多いと思われるが、特に知識がなく、意識していなくても、結婚することで多方面での保障を得ている。
- 12 たとえば住むところを借りる際に必要な保証人として認められやすいのは、親やきょうだいである場合が多い。なお、ここで分析したのは20代～40代、親きょうだいが健在、同居3年程度のカップルがほとんどであるため、このような結果がみられたという可能性はある。より長期に同居している場合、親がすでにいない場合、50代以上のカップルを調査した場合は、違った結果になると思われる。
- 13 家計経済研究所(2006)の調査報告(全国の25-54歳の女性2205人)によれば、自分名義(夫や親との共同名義含む)の持ち家に住んでいる女性は10.3%と多くない。また、20代の住宅の所有率も9.8%と1割を切っている(家計を主に支える者の年齢層別の持ち家の居住割合、「平成15年住宅・土地統計調査」)。
- 14 ゲイ・バイセクシュアル男性(有効回答数6,282人)を対象にした調査、「REACH outline2007」(<http://www.gay-report.jp/>)によれば、親へカミングアウトしている人は14.7%と少なく、そのハードルの高さが伺える。
- 15 ただしマンションを購入したばかりの①のカップルは例外で、マンション購入の頭金でF12の貯金はほぼゼロになった。F11は頭金を出しておらず、現在貯蓄に励んでいるが、それは住宅買い換えのための頭金に使われる予定であるという。
- 16 もっとも、この点については、分析した4組の同居年数が比較的短いことも影響していると思われる。
- 17 遺留分の減殺の請求権はきょうだいにはないため、遺言さえあれば財産はパートナーに渡る。
- 18 子持ちの男女が再婚する際に、養父母となる側が配偶者の子との法的関係を確立するために作られた「二次養子縁組」(second-parent adoption)をゲイ男性ないしレズビアン親が行う法的手続きが「統一養子法」(Union Adoption Act)に組み込まれている(Chauncey 2004)。
- 19 “Challenges to Lesbian Feminist Politics,” *off our backs*, 36 (3) : 73-74, 2006 より。

<すぎうら いくこ>

中央大学ほか非常勤講師(社会学)。同性間パートナーシップに関連する論考としては、「同性間パートナーシップ制度の要求とは：同性愛者の公的な承認をめざして」(『女たちの21世紀』37)、『パートナーシップ・生活と制度 [結婚、事実婚、同性婚]』(編著、緑風出版)など。

<共同研究者>

釜野さおり(国立社会保障・人口問題研究所室長)、志田哲之(神奈川大学ほか非常勤講師)、柳原良江(東京大学大学院人文社会系研究科グローバルCOEプログラム「死生学の展開と組織化」特任研究員)、石田仁(国際基督教大学ほか非常勤教員)。

〔文献〕

- 有田啓子, 2006a, 「Lesbian-mother の子育ては健全か——発達心理学分野の実証研究とそれをめぐる議論」『Core Ethics』2: 209-222.
- 有田啓子, 2006b, 「迫られる『親』の再定義——法的認知を求めるアメリカの lesbian-mother が示唆するもの」『コア・エシックス』2: 17-29.
- 有田啓子・藤井ひろみ・堀江有里, 2006, 「交渉・妥協・共存する『ニーズ』——同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズから」『女性学年報』27: 4-28.
- 綾部六郎, 2007, 「親密圏のノルム化——批判的社会理論は人々の親密な関係のあり方と法との関係について何が言えるのか?」仲正昌樹編著『批判的社会理論の現在 (叢書・アレティア8)』御茶の水書房, 279-302.
- Beals, Kristin P., and Letitia Anne Peplau, 2001, "Social involvement, disclosure of sexual orientation, and the quality of lesbian relationships," *Psychology of Women Quarterly*, 25: 10-19.
- Carter, W. Craig and Scott L. Feld, 2004, "Principles relating social regard to size and density of personal networks, with applications to stigma," *Social Networks*, 26: 323-329.
- Chauncey, George, 2004, *Why Marriage?: The History Shaping Today's Debate over Gay Equality*. = 上杉富之・村上隆則訳, 2006, 『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』明石書店.
- エミ・コヤマ, 2004, 「同性婚騒動をめぐる米国 LGBT コミュニティのポリティクス」赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編著『同性パートナー——同性婚・DP 法を知るために』社会批評社, 143-162.
- 伊田広行, 1998, 『シングル単位の社会論』世界思想社.
- Julien, Danielle, Elise Chartrand, and Jean Be'gin, 1999, "Social networks, structural interdependence, and conjugal adjustment in heterosexual, gay and lesbian couples," *JMF* 61 (May) : 516-530.
- 家計経済研究所, 2006, 『女性のライフコースと住宅所有』(家計経済研究所報告書 No.3).
- 釜野さおり, 2004, 「レズビアンカップルとゲイカップル——社会環境による日常生活の相違」善積京子編『スウェーデンの家族とパートナー関係』青木書店, 117-143.
- 釜野さおり, 2008, 「レズビアン家族とゲイ家族から『従来の家族』を問う可能性を探る」『家族社会学研究』20 (1) : 16-27.
- 河口和也, 2003, 『クイア・スタディーズ (思考のフロンティア)』岩波書店.
- 風間孝, 2003, 「同性婚のポリティクス」『家族社会学研究』14 (2) : 32-42.
- 「血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会」有志ニーズ調査プロジェクト, 2004, 『同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査』
(<http://www.geocities.jp/seisakuken2003/tyosa/title.html>)
- Kurdek, Lawrence, 2004, "Are Gay and Lesbian Cohabiting Couples Really Different From Heterosexual Married Couples?" *Journal of Marriage and the Family*, 66: 880-900.
- , 2005, "What do we know about gay and lesbian couples?" *Current Directions in Psychological Science*, 14 (5) : 251-254.
- Laurence de Percin, 2001, le PACS: Le Pacte civil de solidarite. = 斉藤笑美子, 2004, 『ボックス——新しいパートナーシップの形』緑風出版.
- 内閣府, 2008, 『男女共同参画白書 平成 20 年版』.
- Nardi P.M., 1992, "That's what friends are for: Friends as family in the gay and lesbian community," Plummer K. ed., *Modern homosexualities: Fragments of lesbian and gay experience*, Routledge, 108-120.
- 泪谷のぞみ, 2003, 「『レズビアン・マザー』素描」『女性学年報』22: 132-142.
- 岡野八代, 2006, 「『承認の政治』に賭けられているもの——解放か権利の平等か」『法社会学』64: 60-67.
- 小野幸二, 2005, 「アメリカにおける生殖医療の現状——同性愛者の人工授精・卵子提供・体外受精およびそれらの家族を中心に」『産婦人科の世界』57 (3) : 45-49.
- 大谷信介, 1995, 「パーソナル・ネットワーク」庄司洋子・木下康仁・武川正吾・藤村正之編『福祉社会事典』弘文堂, 809-810.
- 李瑛鈴 (2004) 「『法律で守られる』関係の限界について」赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編著『同性パートナー——同性婚・DP 法を知るために』社会批評社, 112-124.
- サンダース宮松敬子, 2005, 『カナダのセクシュアル・マイノリティたち——人権を求めつづけて』

教育史料出版会.

- Shippy, Andrew R., Marjorie H. Cantor, and Mark Brennan, 2004, "Social networks of aging gay men," *Journal of Men's Studies*, 13 (1) : 107-120.
- Smart C., 2007, "Same sex couples and marriage: Negotiating relational landscapes with families and friends," *The Sociological Review*, 55 (4) : 671-686.
- Speziale, Bette, and Veena Gopalakrishna, 2004, "Social support and functioning of nuclear families headed by lesbian couples," *Affilia*, 19 (2) : 174-184.
- 谷口洋幸, 2007, 「法的保障のニーズ——調査プロジェクトの概要とともに」『シンポジウム 同性カップルの生活と制度——聞き取り調査から考える現在と未来』報告レジュメ, 2007年12月15日, お茶の水大学にて.
- 筒井真樹子, 2003, 「消し去られたジェンダーの視点——『性同一性障害特例法』の問題点」『インパクション』137: 174-181.
- Weeks J., Heaphy B., Donovan C., 2001, *Same-Sex intimacies: Families of choice and other life experiments*, Routledge.
- Weston K., 1991, *Families we choose: Lesbians, gays, kinship*, Columbia University Press.
- 柳原良江, 2007a, 「育児・子育て希望者の多様化をもたらす課題——同性愛カップルの事例から」『生命倫理』18 (1) : 223-232.
- 柳原良江, 2007b, 「『親になること』におけるジェンダーの力学」『F-GENS ジャーナル』9: 135-143.
- 山田昌弘, 2004, 『希望格差社会——「負け組」の絶望感が日本を引き裂く』筑摩書房.

日本＝性研究会議会報

JASS PROCEEDINGS

第20巻 第1号 2008(平成20)年11月

Vol.20 No.1 November 2008

目次 CONTENTS

〈JASE 第18回学術研究補助金対象研究〉

- フランス領ポリネシアのマフとラエラエ
——タヒチ島とボラボラ島のケース——
金城学院大学 桑原 牧子2
- 知的障がい者に対する「自分および他者の心身を大切にする」
性学習プログラムとその効果の検討
——社会スキルの育成にむけて——
愛知医科大学 林 真由美12
- LGBT 学生支援のアクションリサーチ
横浜国立大学大学院環境情報研究院社会環境と情報部門 加藤 慶22
- 女性カップルの生活実態に関する調査分析
法的保障ニーズを探るために
中央大学 杉浦 郁子30